

長崎県災害ボランティア連絡会設置要綱

(設置)

第1条 災害時における被災者救援のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の円滑な活動、平常時における災害ボランティア関係研修をはじめとした防災、減災のための普及啓発活動の効果的な実施及び関係団体等の連携・協力の促進を図るため「長崎県災害ボランティア連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を検討し推進する。

- (1) 災害ボランティアの円滑な活動に関すること
- (2) 災害ボランティアセンターの円滑な運営に関すること
- (3) 災害ボランティア関係研修及び防災、減災の普及啓発に関すること
- (4) 災害ボランティア活動を円滑に行うための関係団体の連携・協力に関すること
- (5) その他災害ボランティア活動の促進に関すること

(会員)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる団体から別紙により推薦された者（以下「運営委員」という。）
- (2) 連絡会の趣旨に賛同して登録会員として入会した者（以下「登録会員」という。）。登録会員に関する詳細は別に定める。

2 運営委員は、連絡会の会議（以下「会議」という。）に出席し、前条に掲げる業務に関し検討等を行うとともに、運営委員が所属するそれぞれの団体において同条に掲げる事項を推進する。

3 登録会員は、平常時からそれぞれの立場で災害ボランティア活動や防災等に関する認識を深め、これらに関し普及啓発に努めるとともに、災害時には、可能な範囲で災害ボランティア活動など、被災者救援に必要な協力を行うものとする。

(会議)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、運営委員の互選により選出する。

2 会議は、必要に応じて会長が招集する。

3 会長は、必要に応じて、登録会員をはじめ、運営委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に置く。

(経費)

第6条 連絡会の運営に必要な経費は、公益財団法人県民ボランティア振興基金（以下「基金」という。）の財源（基金に寄せられた寄附を含む。）をもって充てることとし、予算は基金理事会の定めるところによる。

(県社協の支援)

第7条 県社協は、運営委員及び登録会員に対し、災害ボランティア等に関する情報の提供に努めるものとする。

2 県社協は、運営委員及び登録会員が行う災害ボランティア等に関する研修等に対し、講師の斡旋、派遣等、必要な支援を行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年3月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年1月20日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

別表(第3条第1項第1号関係)

長崎県災害ボランティア連絡会・運営委員

	構 成 団 体 名
1	特定非営利活動法人島原ボランティア協議会
2	長崎県共同募金会
3	長崎県市町社会福祉協議会連絡協議会
4	長崎県社会福祉協議会
5	長崎県生活協同組合連合会
6	長崎県民生委員児童委員協議会
7	(公社)日本青年会議所九州地区長崎ブロック協議会
8	日本赤十字社長崎県支部
9	日本労働組合総連合会長崎県連合会
10	佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会
11	(特非)日本防災士会長崎県支部
12	長崎県(県民生活環境課)
13	(公財)県民ボランティア振興基金
14	県民ボランティア活動支援センター

別紙は省略